

釧路・根室広域地方税滞納整理機構による 捜索が行われました



差押物品の例

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む釧路・根室管内11町村に代わって法律に基づく強制的な滞納処分を実施し、滞納者からの納付がない場合には、税の公平・公正の原則に則り徹底した財産調査を行ったうえで、差押えによる強制的な徴収を行っています。

今回の捜索で差し押さえた財産は、北海道、釧路・根室管内の市町村及び釧路・根室広域地方税滞納整理機構が合同で開催する公売会に出品されます。

<合同公売会日程>

- 日時 平成26年10月18日(土) 午前10時から
- 会場 旧釧路市立東栄小学校 体育館（釧路市弥生2-1-33）
問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）

秋の火災予防運動

火災の発生しやすい季節を迎え、10月15日(水)から10月31日(金)まで、秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災予防の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、悲惨な死傷事故や大切な財産の損失を防ぐことを目的としています。皆さんのご協力をお願いします。

期間中の 主な行事

■消防車による町内巡回広報 ■消防団員による市街地一般住宅の防火点検

火災発生の未然防止を図るため、消防団員が灯油タンク・ガスボンベなどの設置状況を確認します。ご協力をお願いします。

住宅防火いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこ**は、絶対しない。
- ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

平成26年度 全国統一防火標語 「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200



し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

11月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。くみ取りが必要な方は10月20日までにお申込みください。

※12月から3月までは、凍結するおそれがあるため、家庭廃水のくみ取りを行いません。家庭廃水のくみ取りが必要な方は忘れずにお申込みください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

秋の一斉清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする秋の一斉清掃を実施します。地域・町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 収集袋として肥料袋を使用せず、町指定袋か透明または半透明の袋を使用してください。
 - 家庭ごみの持ち込みは、絶対にしないでください。
 - 次のようなごみは、町ごみ処理場で処理できません。
 - 家電リサイクルの対象品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機・エアコン）
 - パソコンリサイクルの対象品（パソコン本体・パソコンモニター）
 - 産業廃棄物（漁網・ワイヤ・バラ線・ドラム缶・農機具・ビニール・建築廃材など）
 - 自動車・バイク及びその部品（バッテリー・古タイヤなど）
 - 危険物（灯油・ガソリン・塗料・農薬など）
- ※これらについては、専門業者等に処理を依頼してください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

実施日 **10月19日**
(日曜日)

※地域・町内会によって実施日が違う場合があります。参加するときは、町内会の指示により参加してください。



全道一斉すすらん無料法律相談のお知らせ

北海道弁護士会は、弁護士過疎対策として、無料法律相談を実施します。弁護士不在地区における一斉無料相談は、住民の生活安全を図るための有益な方策であると考えるとともに、敷居が高いと言われている弁護士の存在を身近に感じていただくよい機会です。どうぞお気軽にご相談ください。

【相談日時】10月24日(金)午後1時から4時まで
【予約期間】10月1日(水)から10月23日(木)
【予約・問合せ先】町民生活担当（内線1212）

【相談場所】別海町役場1階 103・104号会議室
【その他】相談無料。予約制（6名程度）

10月20日～26日は 行政相談週間

国の行政等に関する相談を
お寄せください

このような相談はありませんか？

- ★道路がでこぼこになっているので補修して欲しい。
- ★登記や社会保険について聞きたいことがある。
- ★贈与税や相続税など税金に関して聞きたいことがある。
- ★役所に相談したいがどこの窓口に行けば良いのかわからない。

■行政相談委員は、あなたと行政のパイプ役です。

●行政相談懇談会の開催

行政相談委員が、住民の皆さんからの行政に対する苦情や意見・要望等の相談に応じる懇談会を開催します。

■日時 10月17日(金) 午後1時30分から3時まで

■場所 交流館ぱらと 2階和室

- 相談は、行政相談懇談会以外でも随時受け付けています。役所の仕事について納得ができないこと、困っていること、ご意見ご要望などがありましたら、お気軽に行政相談委員までご相談ください。

別海町の行政相談委員は、

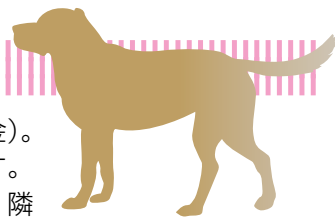
小西美紀子さん 及川 實さん です。

■釧路行政評価分室でも相談を受け付けています。

「行政苦情110番」(全国共通Tel0570-090110)をご利用ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

犬の放し飼いはやめましょう！



犬をけい留せずに飼うことは法律・条例で禁止されています（10万円以下の罰金）。町でも指導を行っておりますが、残念ながらまだ多くの犬が放し飼いにされています。

特に農家地区では放し飼いにされた犬を多く見かけます。広い敷地を持っており、隣近所との距離も離れていることから、「うちの犬は敷地から出ないだろう」という安易な考えから犬を放し飼いにしてしまうようです。

しかし、実際には犬の行動範囲は広く、発情期には交尾する相手を探して敷地をはなれて徘徊し、近隣のけい留している犬と交尾を行うなど望まない繁殖の原因となっています。また、こうして生まれた仔犬が野犬化し、交尾を繰り返すという悪循環が起こっています。

犬を飼っている方は鎖でつなぐ、柵を作って犬を囲うなど犬のけい留を行い飼育するようお願いいたします。

また、犬の放し飼いを見かけた方は下記担当まで通報願います。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

けい留せずに
犬を飼うことによる
咬傷事故も
発生しています！

福祉課から

児童福祉施設遊具 整備工事のお知らせ

下記のとおり遊具の整備を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、工事予定期間内において、工事車両が入り出るなど危険が生じる場合につきましては、現地看板で周知いたします。

■工事予定期間

10月上旬～11月下旬

■工事実施場所

西児童館、川上町児童遊園地、西春別児童遊園地、豊原へき地保育園

問合せ／こども・子育て担当

（内線1313・1314）

除雪をしてくれる団体を募集

町では、要保護世帯に対し、福祉の向上を図る目的で除雪事業を行っていますが、除雪者の減少により実施に支障をきたす事態となっております。

除雪事業を継続していくためにも、下記のとおり除雪団体を募りますので希望される団体はご連絡ください。

- 1 除雪期間 12月1日(月)から平成27年3月31日(火)
- 2 除雪範囲 町内の市街地（別海、西春別駅前等）
- 3 除雪日時 降雪10センチ以上時に町からの指示により出動
- 4 内 容 玄関先から公道までの人力除雪
- 5 委 託 料 町の算出規定に基づき別途契約
- 6 募集締切 10月31日(金)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

臨時福祉給付金

4月1日から消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方の影響を考え、臨時福祉給付金を支給しています。

1 支給対象者

- ①平成26年1月1日時点で別海町に住所を有している方。
- ②平成26年度分住民税(均等割)が課税されていない方。ただし、課税されている方に扶養されている場合は対象外です。また生活保護受給者も対象外です。

2 給付額

- ①1人につき1万円。
- ②給付対象者で老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等を受給している方は、5千円を加算。

3 手続き

役場福祉課、又は各支所連絡事務所で申請願います。

印鑑、申請する方全員の身分を証明できるもの（健康保険証や運転免許証等）、年金等の受給がわかるもの、口座番号等がわかる通帳等を持参願います。

4 申請期限 12月2日(火)まで

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

9:45 ~ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
10月	9日(木)	14日(火)	21日(火)
11月	6日(木)	11日(火)	18日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※参加費無料
※新規で参加希望の方は下記までお申込みください。
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。



地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です
■問合せ/TEL79-5500(直通) 別海町役場1階福祉部内

保健課から

10月1日から2種類のワクチンが 定期接種に追加されます!

水痘(水ぼうそう)ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンが、定期の予防接種となります。接種できる医療機関は、町立別海病院・西春別駅前診療所・尾岱沼診療所で、詳しくは、町立別海病院「診療案内」のページをご覧ください。

なお、接種対象者は、下記のとおりとなります。

水痘(水ぼうそう)ワクチン

<対象者> 1歳・2歳児

※平成27年3月31日までは、3歳・4歳児も1回のみ接種できます。

注意：以前に水痘(水ぼうそう)にかかっているお子さん及び3・4歳児で任意の予防接種を受けているお子さんは、対象となりません。

<接種回数> 2回(任意接種で1回接種している方は1回のみ)

<料金> 無料

高齢者肺炎球菌ワクチン

<対象者> *対象者へは、個別に通知いたします。

(1)別海町に住所がある方で、平成26年度中(平成26年4月1日から平成27年3月31日の間)に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。または、101歳以上の方

(2)別海町に住所がある60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある方

注意：過去に1度、この予防接種を受けている方は、対象となりません。

<接種期間> 平成26年10月1日～平成27年3月31日

<自己負担額> 2,000円

詳しくは、保健課(保健センター内 TEL75-0359)へお問合せいただくか、役場ホームページをご覧ください。

